



輝く街づくり

市政に新たな種をまき、
芽を育てよりよい街にしよう!

<討議資料>
2024年10月発行

VOL. 57

たけちゃん通信

和光市議会議員
議会運営委員会委員長
総務環境常任委員会委員長

吉田たけし



令和6年和光市議会9月定例会

令和6年和光市議会9月定例会（議会）が、8月29日（木）より会期28日間の日程で開会し9月25日（木）に閉会致しました。今議会には、報告第6号第7号、議案第50号から議案第81号が上程され、議案第73号から議案第81号はまでの9議案は追認を求める議案でした。この9議案は、議会の議決が必要となるものでありましたが、議決を経ずに購入契約を締結していたことが判明したため、適正な手続を経ていない状態を是正するために、追認として上程されました。いずれの議案も文教厚生常任委員会所管の内容が含まれていることから、連合審査で実施しました。議案第73号から議案75号、議案78号、議案81号は小学校教師用指導書の購入契約の締結についてです。

議案第73号	小学校教師用指導書の購入契約の締結 R6 4/1に契約 金額 3,464万3,510円	議案第76号	和光市総合体育館用備品の購入契約の締結 H19 1/29に契約 金額 6,594万円	議案第79号	和光市総合福祉会館用備品の購入契約の締結 H17 1/27に契約 金額 4,777万5,000円
議案第74号	小学校教師用指導書の購入契約の締結 R2 4/1に契約 金額 3,217万5,660円	議案第77号	和光市総合体育館用備品の購入契約の締結 H18 10/24に契約 金額 2,121万円	議案第80号	第五小学校給食室厨房用備品の購入契約の締結 H16 6/24に契約 金額 2,541万円
議案第75号	小学校教師用指導書の購入契約の締結 H234/1に契約 金額 2,330万1,268円	議案第78号	小学校教師用指導書の購入契約の締結 H17 4/8に契約 金額 2,389万5,480円	議案第81号	小学校教師用指導書の購入契約の締結 H14 5/8に契約 金額 2,258万4,030円

今定例会に上程された、議案73号から議案第81号までの上記9件の議案については、議会の議決を経ずに行った財産の取得に関するもので、いずれも2,000万円以上の財産の取得となり、本来であれば、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要となるものでありましたが、議決を経ずに購入契約を締結していたことが判明したため、適正な手続を経ていない状態を是正するために追認議案として上程されました。5件が小学校教師用指導書の購入契約、2件が総合体育館用備品の購入契約、総合福祉会館用備品の購入と第五小学校給食室厨房用品の購入でした。9議案については、責任の所在が明らかになっていないことと責任を取っていないとして、16人中賛成5人否決が11人で否決しました。小学校教師用指導書の購入契約には今年度の契約もありました。

○議会の議決を経るべきものを経ていなかった、これに関しては、結果としての責任、結果責任、ひいてはこれは政治責任であるというふうに理解をします。今回は原因究明があって再発防止があるというところは、細かく説明はされているものの、責任の所在の部分がいまだに明らかになっておりません。

中学校建設について

質問:和光市立中学校の配置・規模に関する基本方針では、現行の3校体制を維持すること、今後、まちづくりの進展により生徒数の増加が見込まれる場合など、特別な事情が生じた場合は、北側への中学校の配置について改めて検討するものとしています。和光高校が統合されることが決まり、和光高校が令和8年3月で閉校になります。和光高校の閉校後の活用についてと中学校建設について伺います。

答弁:和光高校閉校後の活用については、まだ県の方から連絡が来ていないと聞いていますので、今後も県の動向を注視してまいります。また、中学校建設に関しては、人口増加に伴う生徒数の推移等による適正規模・適正配置の観点から踏まえ、市長部局と十分に連携を図り、今後の動向を注視してまいります。

10月4日に埼玉県庁教育局県立学校部魅力ある高校づくり課へ和光高校閉校後の計画の確認に会派緑風会、内山恵子議員、片山義久議員と共にに行ってきました。和光高校閉校後の活用について県庁に行くのは今回で6回目になりますが、前回7月に確認に行ったときには、県庁の教育局、県立学校部魅力ある高校づくり課の担当に和光高校跡地利用について、話を伺ったときには、埼玉県では跡地について利用しないことが決定した。次は和光市が利用する意思決定をしないと、次は民間活用となってしまうと言われ、和光市議会9月定例会の一般質問でこのことについて質問したところ、和光市には連絡が来ていないとの答弁があったことで確認に行ってきました。前回の話は説明不足であったとお互いの理解が違ったと県財政部から説明がありました。まだ県としては今後の活用については検討中だとのこと、今後県として判断をし、次に和光市に活用について問い合わせをするとのことでした。和光市についても活用に関して未だに検討もしていない状況です。美術館や遺跡展示館、今後必要となる特養の用地確保など様々な土地活用があると思います。和光市にはすでに限られた活用用地がありません。この機会を逃したら今後の様々な施設用地確保が難しくなると考えています。もちろん中学校用地確保が最優先です。平成20年6月定例会に新倉・下新倉地域への小・中学校建設に関する陳情代表者としても最後までしっかりと中学校建設に取り組んでいきます。意外と県職員もさりと自身の発言を覆すのだと感じました。

コメント:4月に県庁の教育局、県立学校部魅力ある高校づくり課の担当に和光高校跡地利用について、話を伺ってきました。埼玉県では跡地について利用しないことが決定し、次は和光市が利用する意思決定をしないと、次は民間活用となってしまうようです。

ゲリラ豪雨の対応と対策について

質問:和光市では10年前にゲリラ豪雨で多くの被害が出ました。その後対策がなされました。7月31日のゲリラ雷雨、8月7日のゲリラ雷雨、台風7号、10号についての被害状況と対応について伺います。

答弁:令和6年7月31日(水)の大雨では、床上浸水7棟、床下浸水9棟の被害がありました。対応につきましては、罹災証明書を床上浸水9世帯、床下浸水3世帯に対して交付しており、災害見舞金の支給対象となる世帯に対しては市から申請を促し、すでに支給申請書をお預かりしています。また、浸水被害を受けた世帯に対しては、消毒や災害廃棄物の搬出収集を行いました。

質問:今回の豪雨では土のうの活用が見直されたと思います。しかし、高齢者は土のうを運ぶのはとても無理だと言われていて、運べない方への対応を伺います。

答弁:私有地への浸水に対しては、本来、所有者自身が対処していただくことが原則となります。緊急時に、土のうを一人一人で運べないことが想定される場合につきましては、普段から、いわゆる互近助力を養い、共助での対処をお願いします。また、市としては、止水板などの防災用品の準備の周知に努めてまいりますので、あらかじめ自分で備えることも考慮していただきたいと思います。

自動運転サービス導入事業について

質問:令和3年9月定例会で、議案第50号令和3年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第3号)(土木費)に対する1~7項目の付帯決議が決議されました。付帯決議の対応状況を伺います。

答弁:付帯決議への対応状況については、市の財政負担をできるだけ少なくするために、未来技術地域実装協議会において、自動運転サービス導入事業に活用可能な補助金に関する情報提供をお願いするとともに、国や県の補助金を積極的に活用して、事業を進めています。現在、令和7年度以降の長期的な事業計画について、工事費やランニングコスト等の概算費用も含め検討を行っています。

●あつてはならないことが起きました。

和光市議会一般質問4日目9月18日に会派緑風会、渡辺議員の一般質問中の大野企画部長の言動について、和光市議会会議規則第63条に基づき緊急質問を会派「緑風会」会派長として質問いたしました。

質問内容全文

今回9月18日会派緑風会、渡辺議員の一般質問中の大野企画部長の言動について、本日が定例会最終日であり、和光市ハラスメント撲滅宣言をしたばかりの出来事で、今回極めて重要なことであり、市長から明確な対応が示されていませんので緊急質問を行います。

今回、18日この発端となったのは、大野企画部長が和光市議会基本条例に基づく確認権を行使すると宣言したことです。この際、部長は渡辺議員に対して答えください、と大声をあげました。また、その後、暫時休憩となり、その休憩中に、大野部長は渡辺議員の元へ詰め寄り、なぜ答えがないのか、納得がいかないなどと大声をあげました。本会議中の休憩中なので、皆さんご存じの事です。傍聴者も多くいて、傍聴者の方からも許される行為ではないとの意見が寄せられています。確認権に基づく答弁についての持ち時間に関して議会運営委員会が開催され、その他として今回のことに対する意見があり、このことに対して議長より、市長に対し、対応についての申入れをしてもらうこととなりました。

当日夜に渡辺議員から連絡があり話を聞く中で、渡辺議員はメンタル面で、かなりストレスを感じ、落ち込んでいる様子があり、渡辺議員については、12月定例会における休憩中の副市長の言動もそうでした。今回の大野企画部長は、渡辺議員に対して「塩味の効いた質問を頂き」や「些末な質問とまでは申しませんが」と議員を愚弄するような答弁もあり看過できるものではなく、議員全員が共通認識を持っていただくため、20日に急遽会派代表者会議を開催していただき、このことについて、全員協議会の開催を要望し同日に開催されました。議長の申入れに対しては今後検討しますとのことだとの報告もあり、今後市長の対応を見て検討し、市長に出席を求めて改めて全員協議会を開催することになりました。

今年1月に実施したハラスメントアンケート調査において、ハラスメント防止対策として組織(職場)に望むこととして、「トップや幹部の意識改革」が挙げられていたことから、8月27日の政策会議において、市長自らが「和光市ハラスメント撲滅宣言」を実施しました。撲滅宣言は、パワハラ、セクハラ、マタハラなどあらゆるハラスメント行為を絶対に許しません。また、その行為を見逃すことも許しません。ハラスメントが発生した場合は、その解決に向けて迅速で的確な対応を行います。と宣言しています。今回の企画部長の言動は、渡辺議員に対してのハラスメント類似行為にあたるかと市長はお考えでしょうか。ハラスメント類似行為とは、まだ正式にハラスメントとして認定されているわけではないためにあえてそのような表現を使わせていただいています。

今回の企画部長の言動についての市長のお考えを伺います。

市長答弁:企画部長の行動に私も驚いた。理由がどうあれ大きな声を出したり相手に近づいたことについてはハラスメント類似行為と感じたのであればお詫びする。当日、私と総務部長とでお詫びに行った際、渡辺議員から分かったと言われた。

再質問:ハラスメントは、個人としての尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、社会的に許されない行為です。

今後どのように今回の件について検証し、対応を検討し、実施するのか。また、議会への説明、また、市民への説明はどうしていくのか伺いますが、これについては、先に市民に対して大声を上げた職員に対し、処分をした前例もあります。今回は市民を代表する議員に対し、本会議中に犯した行為である重大性に鑑み、最高責任者である市長に、しっかりとした答弁を願います。

市長答弁:休憩中の事なので記憶がない。確認する。渡辺議員に「パワハラ」と感じさせたのであれば申し訳ない。大声を出した職員的事例とは性質が異なる。

再質問:市側から議員へのハラスメントは元々想定されていないことから、全国的に見ても類似の案件は見受けられないようです。しかしながら、現実には職員が議員にこのような行為を行い、議員本人が怖い思いをしたと感じていることから、原因究明をして、責任の所在を明らかにする事が絶対的に必要です。これはその行為を行ったものに対する責任も当然ありますが、企画部長とは、市の筆頭部長でもあります。その筆頭部長が犯した行為ですので任命権者である市長にも重大な責任があると考えます。先程も申し上げましたが、責任の所在をハッキリし、その後、再発防止策を打ち出さなければなりません。また、市民に対してしっかりと公表、説明を果たす責任もあります。これを踏まえ、今後、これをどのようなスケジュール感で行うのか、今後の予定を伺います。

市長答弁:スケジュール感は言えないが、すでに何度も話し合いをしている。今後も政策会議を重ねていき、対応していきます。

和光市議会 会派緑風会で議会報告会を開催します。「あんな事・こんな事意見交換会」

日時:11月27日(水)18:30~20:30

場所:白子吹上コミュニティセンター(白子3-8-21)入場無料、事前申込不要。当日直接ご来場ください。

市政に対して関心を持ち、発信していくことが大切です。

税金の無駄遣いがないよう、皆さん一緒に市政を見守っていきましょう。

市政に対するご意見・ご要望、またなにかの時には、なんでもご遠慮なくご相談ください。皆さんと一緒に考えて行きます。



吉田たけし後援会

会長 柳下 正一

FAXの方はこちら

ご記入上そのままFAXしてください。

お名前

ご住所

ご連絡先電話番号

携帯

メールアドレス

インターネットの方はこちら

PC、スマートフォンからも可能です。



<http://takechan-yoshida.jp/new/kouenkai.html>

吉田たけしの今を伝える。

日々の活動をSNSを使って配信しております。



ホームページ



ブログ



Facebook



Twitter